

ICキャッシュカード生体認証（指静脈）特約

ICチップへの生体認証（指静脈）情報の登録が可能である当社所定の各種ICキャッシュカード（以下、総称して「生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカード」といいます）を、生体認証（指静脈）情報の登録を行なってご利用されるとき、この特約を適用します。

なお、この特約は、特段の定めのない限り、「キャッシュカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

1. 生体認証（指静脈）

- (1) 「生体認証」（指静脈）とは、本人の指の静脈構造情報の特徴をデータ化した認証情報（以下「指静脈認証情報」という）を用いる当社所定の認証方式のことをいい、当社との間の銀行取引について本人であることの確認手段のひとつとしてこれを利用することをいいます。
- (2) 「生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカード」とは、ICチップ内に本人の指静脈認証情報を登録した生体認証（指静脈）機能付きICキャッシュカードのことをいいます。
- (3) 「指静脈認証情報の照合」とは、生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードが使用されたときに、当該カードに登録された指静脈認証情報と、当社に事前に届出のあった本人の指静脈認証情報を当社所定の方法により照合することをいいます。

2. 生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードの利用

- (1) 当社所定のATM（払出提携先・預入提携先・振込提携先のATMを含む）または当社本支店の窓口等において、生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードを利用して、払戻し、貸越、振込、各種照会、諸届その他当社所定の取引（当社所定の手続により当社が承諾したときに限り、以下「払戻し等」という）を行なうとき、当社は、使用されたカードが当社が本人に交付したカードであることを確認し、指静脈認証情報の照合を行ないその同一性を確認し、入力された暗証番号と利用された生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードの届出の暗証番号との一致を確認したうえで、払戻し等を取り扱います。
- (2) 前項に基づく払戻し等についての1日あたりの限度枠は、それ以外の方法による払戻し等と別に、当社が定めるものとします。

3. 指静脈認証情報の変更・削除

- (1) ICチップ内に登録された指静脈認証情報を変更することはできません。登録された指静脈認証情報とは別の情報を登録するときは、当社所定の手続により生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードの再発行を受けたうえで、指静脈認証情報を登録してください。なお、カードを再発行するときには、当社所定の再発行手数料をいただきます。
- (2) 当社が本人の求めに応じて生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードの再発行に応じたとき、再発行を受けた生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードには、再発行前のカードに登録されていた指静脈認証情報は引き継がれません。生体認証（指静脈）対応ICキャッシュカードとして利用するためには、あらためて指静脈認証情報を登録してください。
- (3) 登録された指静脈認証情報の削除を行なうときは、書面その他当社所定の方法によって当社本支店の当社所定の窓口へ届け出てください。当社は、当社所定

の手續により、生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードの提出を受け、登録された指静脈認証情報の削除を行ないます。

4. 障害時等の取扱い

- (1) 指静脈認証情報の照合等を行なう当社所定の機器等に障害が生じたときその他当社がやむを得ないと認める相当の事由があるときは、本特約に規定する手續・取引を一時中止する場合があります。このとき、当社に故意または重大な過失があるときを除き、当社は責任を負わないものとします。
- (2) 当社所定の回数以上、指静脈認証情報の照合によりその同一性を確認できなかったときには、当該生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードを利用して第 2 条第 1 項に定める払戻し等はできなくなります。

5. 代理人によるカードの利用

- (1) 当社が認めることにより、生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードたる代理人カードの発行を受けた代理人は、本人の同意を得て、当該カードの I C チップに当該代理人の指静脈認証情報を登録することができます。
- (2) 代理人による生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードたる代理人カードの利用等についても、この特約を適用します。

6. 特約の終了等

この特約は、本人が生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードを当社に返却するとともに、当社所定の方法により当該カードの I C チップに登録された指静脈認証情報が削除されたときに、終了します。

7. 個人情報等

- (1) 本人ならびに代理人は、当社との間で生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードを用いて取引するにあたり指静脈認証情報による本人確認を行なうために、以下について同意するものとします。
 - ① 本人ならびに代理人の指静脈認証情報を生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードの I C チップ内に記録・保管すること。
 - ② 本人ならびに代理人の申出により、
 - A) 生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードの I C チップ内に指静脈認証情報を登録するとき、
 - B) 指静脈認証情報の照合を行なうとき、
 - C) 登録された指静脈認証情報の削除をするとき、に、当社が本人または代理人の指静脈認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。
 - ③ 本人ならびに代理人が、生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードを用いて払戻し等を行なうときに、当社が本人または代理人の指静脈認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。
- (2) 生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードの I C チップ内には、指静脈認証情報が暗号化された状態で記録・保管されていますので、カードは大切に保管してください。
- (3) 生体認証（指静脈）対応 I C キャッシュカードの I C チップ内に登録された指静脈認証情報の削除を本人ならびに代理人が希望するときは、第 3 条第 3 項による手續を行なうことが必要です。

8. 本特約の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本特約の内容を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)